

2 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（急施議案）

2013年2月26日

◆農林部関係

Q 柳下礼子委員

- 1 第55号議案「農道整備事業に要する経費の関係市町の負担額について」は、「地元からの申請によって」とのことであるが、対象の2市2町からの申請内容はどのようなものか。また、地方財政法第27条に「当該市町村の意見を聞き」とあるが、それぞれの市町の意見はどのようなものであったのか。併せて、この事業の効果についても伺う。
- 2 第49号議案の農道整備事業のうち、大規模地震に対する補強工事について、発生に備えて補強しなければならない農林部所管の橋の実態について伺う。また、それらの橋の点検及び補強工事の見通しはどのようになっているのか。
- 3 森林整備加速化・林業再生事業にある事業メニューのうち、木質バイオマス利用施設等整備として3施設と記載があるが、これらの施設の整備内容について伺う。

A 農村整備課長

- 1 第55号議案であるが、既に整備した農道について、その後の交通量の増加に伴い補修費が増加しているため、管理者である市町から交通量や道路組成の調査について申請があった。当該市町の意見については、このような調査の依頼とともに、事業実施に伴う負担の同意をいただいている。この効果については、交通量や道路組成を調査することで、今後どのような整備・補修を実施することが適正であるかを検討することができる。
- 2 第49号議案のうち、農道整備事業の大規模地震に対する補強工事については、農道整備は農林水産省が所管し、市町村からの申請に基づき県が整備を行う。整備後の管理は当該市町村になることから、県が管理している農道はない。現在、本県には農道の橋りょうが29橋ある。

そのうち15橋については管理者が点検を行い、耐震整備の必要のある8橋について順次整備を行っている。点検未実施の14橋については、平成25年度に管理者が点検する予定である。

A 森づくり課長

- 3 森林整備加速化・林業再生事業のメニューにある、木質バイオマス利用施設等3施設の整備内容は、東松山市でのペレットボイラー、越谷市で予定しているペレットボイラー、長瀬町の木材チップ工場で予定しているグラップルソーの3つである。

Q 柳下委員

- 1 木質バイオマス利用施設の整備は、今回の補正では3施設ということであるが、このことについては、相当の力を入れてPR等をすべきと考えている。例えば県有施設を新しく造る場合にペレットストーブを使い、森林の有効利用をする。木のぬくもり・暖かさ・燃料として使用していくことについて、普及のためにどのように取り組んでいくのか。
- 2 先ほどの説明の中で、県は農道の管理を行っていないとのことであるが、実際には整備を県が行っている。管理責任は、農業の発展のためにも県の大事な仕事だと思う。市町村と一緒に危険な箇所について、震災の対応を図るべきと考えるが、どうか。

A 森づくり課長

- 1 ペレットボイラーについては、飯能市にある「さわらびの湯」で使用している。県有施設等、公共的な目立つ施設、県民の目に触れるところに設置することは、非常にPR効果が高いと考えている。導入を進めていきたい。

A. 農村整備課長

2 農道については、市町村道として各市町村が認定し、管理している。それらの補修を始め、農林部として支援できるものについては、メニューを示している。その中から市町村は、県の補助あるいは国の補助、どちらを使用するのがよいかを検討しているものと思う。農村整備として申請があれば、県で事業を行っている。